

戸田市本庁舎における通話録音装置の設置及び管理運用に関する要領

令和7年10月10日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、戸田市本庁舎に通話録音装置を設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めることにより、業務の適正管理、犯罪の防止及び職員への不当な要求、その他圧力等の排除を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話交換機に接続する外線電話の通話内容を自動的に録音し、記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、記録された音声データ（通話に紐づく電磁的記録を含む。）をいう。
- (3) 複製データ 録音データを複製し、電磁的記録媒体（通話録音装置に内蔵されているものを除く。）に記録したデータをいう。
- (4) 課長等 戸田市行政組織条例（昭和62年条例第11号）第1条に規定する室及び課、戸田市行政組織規則（平成17年規則第7号）に規定する部の分課及び福祉保健センター、戸田市立市民医療センター管理規則（昭和46年規則第21号）第3条に規定する課及び室、戸田市会計管理者の補助組織設置規則（平成18年規則第64号）に規定する課、戸田市消防本部等の設置に関する条例（昭和40年条例第12号）に定める消防本部及び消防署、戸田市議会事務局設置条例（昭和33年条例第6号）に定める議会事務局並びに各行政機関の事務局（分課等を含む。）の課長以上の職にある職員をいう。
- (5) 実施機関 戸田市情報公開条例（平成11年条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項で規定する機関をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置及び録音データの管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等の該当職員及び事務内容については、別表に掲げるとおりとする。

(設置等の公表)

第4条 市長は、市のホームページその他適切な方法により通話記録装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5

7号。以下「個人情報保護法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者等は、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

(保存期間)

第6条 録音データの保存期間は、通話録音装置の保存容量の範囲において、通話内容が記録されたときから当該装置に自動更新されるまでとする。

- 2 録音データは、録音されたときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 複製データは、その目的が達成された場合その他保有する必要がなくなった場合は、破砕を行うなど通話内容が復元不可能な方法で速やかに破棄する。

(利用及び提供)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合において、録音データ及び複製データを利用又は提供することができる。

- (1) 個人情報保護法又は、情報公開条例に基づき開示、公開又は提供する場合
- (2) 脅迫、恐喝その他不当要求行為に該当する場合であって、刑事事件その他の争訟に発展するおそれがあると認められる場合
- (3) 通話の内容について民事訴訟その他の争訟手続きにおいて証拠を保全する必要があると認められる場合
- (4) 第1号から第3号までのいずれかに該当し、課長等から依頼があった場合
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合
- (6) その他管理責任者が第1条に定める目的の達成のため必要と認めた場合

- 2 前項に基づき、録音データ及び複製データを実施機関以外のものに提供する場合には行政管理課長との協議の上、行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月18日から施行する。

別表（第3条関係）

職名	該当職員	事務内容
管理責任者	管財入札課長	通話録音装置及び録音データの管理を行う。
操作取扱者	管理責任者が指名した者	管理責任者の指示により通話録音装置の操作を行う。